

山梨県公報

第千三百九十三号

平成十五年

六月二十三日

月 曜 日

目 次

規 則

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………三九三

告 示

道路の区域変更(二件)……………三九三

河川区域の指定の一部改正……………三九四

規 則

山梨県規則第六十五号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年六月二十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則(昭和三十五年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の(三)中、「三万円」を「三万円」に改め、同表の第一の一の(二)中、「二百四十九万八千円」を「二百四十六万八千円」に改め、同表の第一の一の(二)の(三)中、「(一)に改め、同表の第一の一の(三)中、「及び燃料」を「燃料」に、「千二百円」を「千十円」に改め、同表の第一の一の(三)の(一)の表中、「一七、七〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「三九、一〇〇円」に、「五〇、九〇〇円」を「四九、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「二九、二〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「三六、九〇〇円」に、「五一、七〇〇円」を「五一、六〇〇円」に、「六一、八〇〇円」を「六〇、五〇〇円」に、「七七、五〇〇円」を「七五、八〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、別表の第一の一の(三)の(二)の表中、「五、八〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、別表の第一の一の(六)中、「及び便所」を「便所」に、「五十三万円」を「五十二万五千円」に改め、同表の第一の一の(四)の(一)中、「三千三百円」を「三千二百円」に改め、同表の第一の一の(二)中、「十四万九千円」を「十三万八千五百円」に改め、同表の第二の一の(一)の(一)中、「一万七千九百円」を「一万七千六百円」に改め、同表の第二の一の(二)中、「一万二千三百円」を「一万二千百円」に改め、同表の第二の一の(三)中、「一万千八百円」を「一万千六百円」に改め、同表の第二の一の(四)中、「一万七千四百円」に改め、同表の第二の一の(五)中、「二万三千三百円」を「二万九百円」に改め、同表の第二の一の(二)及び(三)を次のように改める。

に、「一四、〇〇〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一七、五〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、〇〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二五、三〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、別表の第一の一の(六)中、「及び便所」を「便所」に、「五十三万円」を「五十二万五千円」に改め、同表の第一の一の(四)の(一)中、「三千三百円」を「三千二百円」に改め、同表の第一の一の(二)中、「十四万九千円」を「十三万八千五百円」に改め、同表の第二の一の(一)の(一)中、「一万七千九百円」を「一万七千六百円」に改め、同表の第二の一の(二)中、「一万二千三百円」を「一万二千百円」に改め、同表の第二の一の(三)中、「一万千八百円」を「一万千六百円」に改め、同表の第二の一の(四)中、「一万七千四百円」に改め、同表の第二の一の(五)中、「二万三千三百円」を「二万九百円」に改め、同表の第二の一の(二)及び(三)を次のように改める。

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(5)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均

衡を考慮して算定した額

3 旅費

(1) 医師及び歯科医師 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)別表第一の一の七級の職務にある者に支給される額に相当する額

(2) 薬剤師 山梨県職員給与条例別表第一の一の五級の職務にある者に支給される額に相当する額

(3) 保健師、助産師及び看護師 山梨県職員給与条例別表第一の一の五級の職務にある者に支給される額に相当する額

(4) 土木技術者及び建築技術者 山梨県職員給与条例別表第一の一の五級の職務にある者に支給される額に相当する額

(5) 大工、左官及びびと職 山梨県職員給与条例別表第一の一の二級の職務にある者に支給される額に相当する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山梨県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年七月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|------------|-------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 西八代郡六郷町大字鴨狩津向字和田七四七番の一地先から 西八代郡六郷町大字鴨狩津向字和田六三八番地先まで | 九・〇 一・八 | 九・〇 一〇・六 | | 八〇・〇 |

山梨県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年七月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 高根富士見線
- 三 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|-------------|--------------|-----------------|---------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 北巨摩郡小淵沢町字竹原三五四一番の一地先から 北巨摩郡小淵沢町字上久保六〇四四番の二地先まで | 一一・四 二・四 | 一一・二 一四・八 | | 五五・〇 |

山梨県告示第三百四十八号

一級河川相模川に係る河川区域の指定（昭和五十一年山梨県告示第二百五十六号）の一部を次のように改正する。
平成十五年六月二十三日

山梨県知事 山本 栄彦

第十四号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部に備え置いて縦覧に供する。）